

# ○ 京都府議会運営委員会理事会規程

(平成 3 年 5 月 15 日)  
改正 平成 19 年 5 月 26 日

## (招集)

**第 1 条** 理事会は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員長に事故があるときは、議長が指名した理事がその職務を代行する。

## (会議)

**第 2 条** 理事会は、原則として各会派の理事が出席しなければ会議を開くことができない。

## (協議事項)

**第 3 条** 理事会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 委員会から委任された事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

## (傍聴及び出席説明の要求)

**第 4 条** 理事会の傍聴及び出席説明の要求は、京都府議会委員会条例（昭和 31 年京都府条例第 54 号）の定めるところによる。

## (その他)

**第 5 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

この規程は、平成 3 年 5 月 15 日から施行する。